

オープンカウンター方式による留意事項（工事契約）

1. 現場説明について

見積作成にあたり現場説明を希望する場合は、下記メールアドレスにご連絡ください。
kaikei.sendai@met.kishou.go.jp

2. 数量計算書について（仕様書に添付されている場合）

見積時積算数量書活用方式の対象工事ではありません。
数量計算書は参考としてご覧ください。

3. その他について

その他については「仙台管区気象台オープンカウンター方式実施要領」のとおりです。

仕様書

1 工事名称

青森地方気象台事務室ブラインド更新工事

2 工事場所

青森県青森市花園1-17-19 青森地方気象台2階事務室

3 工事期限

令和8年2月27日(金)

4 工事概要

本工事は、経年劣化により不具合が生じたブラインドを更新するものである。

5 一般事項

- (1) 本仕様記載以外のことは国土交通大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（最新版）、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」（最新版）による。
- (2) 本工事は関係する法令等に基づき実施すること。

6 特記事項

- (1) 更新対象のブラインドは別図に示す1台とし、規格等は以下のとおり。
横型ブラインド W1,920×H1,800mm スラット幅25mm
※タチカワブラインド モノコム25同等品
色は監督職員の指示によること。
- (2) 既設ブラインドを取り外し、新品へ交換のうえ、正常に動作するよう調整すること。
取り外したブラインドは適法に処分すること。

7 提出書類

別紙提出書類一覧により、汎用性の高い形式（Excel、Word、PDF等）の電子ファイルで、原則オンラインにより提出すること。なお、図面ファイルはJW-CAD型式（.jww）及びAutoCAD形式（.dwg）、画像ファイルはJPEG型式とすること。

8 監督

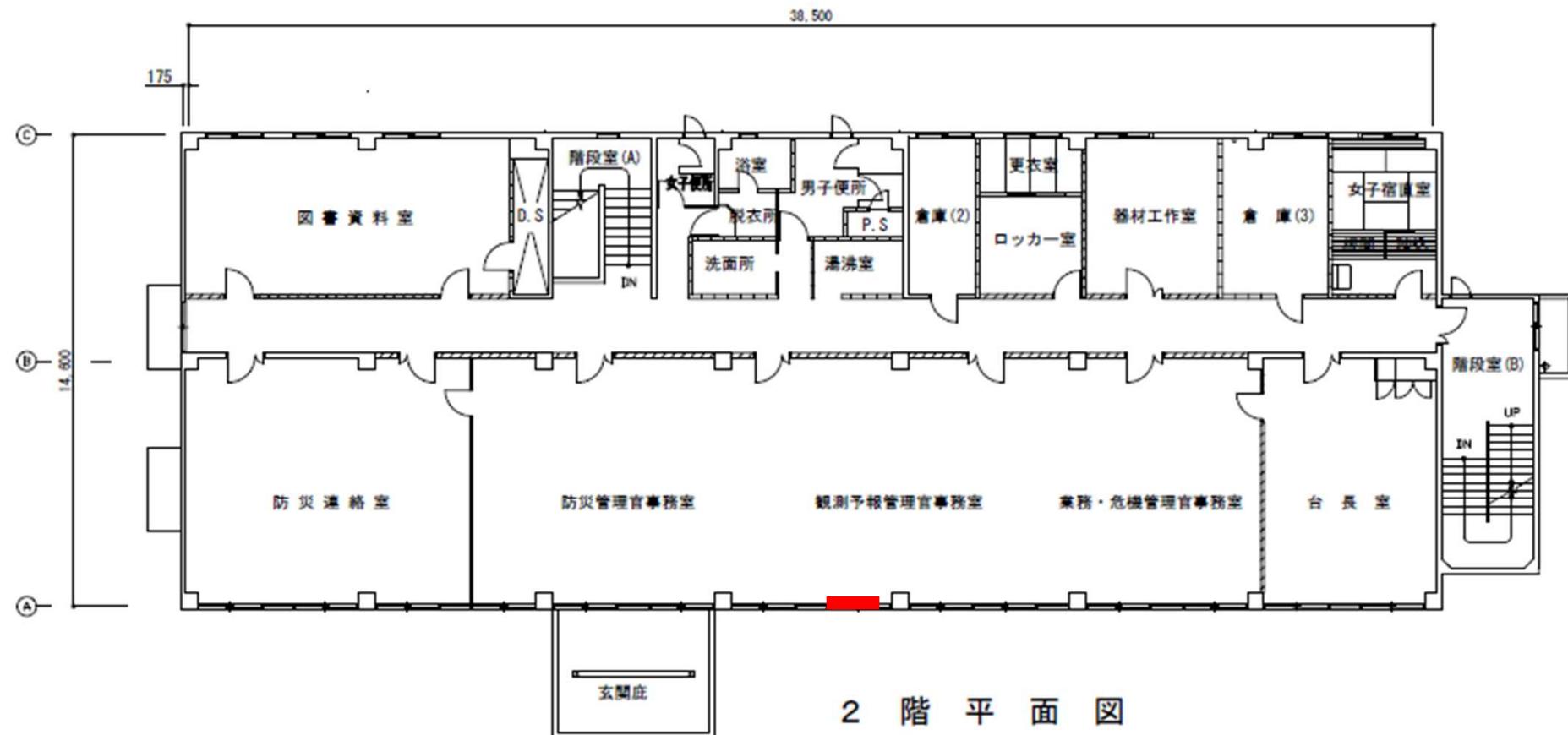
発注者が任命する監督職員により、本仕様書等の内容に適合するか否かについて、監督を行う。

9 検査

給付確認のため、発注者が任命する検査職員により検査を実施する。
指摘箇所は速やかに手直しを行い、工事期限内に再度検査を受けること。

10 その他の事項

- (1) 本工事に伴う発生材は全て場外搬出のうえ、適法に処分すること。
- (2) 施工中の安全管理は関係法令等に十分留意し実施すること。
- (3) 本工事に関する資材や工具等は、監督職員の指示する場所へ保管すること。
- (4) 本工事対象外の施設等に損傷を与えた場合は、受注者の責において原形に復すること。
- (5) 本仕様に疑義を生じた場合は監督職員と協議のうえ、その指示に従うこと。
- (6) 作業時間は原則として平日の8：30～17：00とすること。
- (7) 騒音・振動を伴う作業を実施する場合は、作業時間及び作業内容について事前に監督職員と協議のうえ、指示に従うこと。
- (8) 本工事上必要な官公署等に対する諸手続きは遅延なく行い、費用は受注者の負担とすること。
- (9) 受注者は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和6年6月19日法律第54号）に基づき、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険（法定外の労災保険）へ加入すること。
- (10) 高所作業が生じる場合は、労働安全衛生法施行令第13条第3項第28号における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格」（平成31年1月25日厚生労働省告示第11号）による墜落制止用器具（フルハーネス型墜落制止用器具、胴ベルト型墜落制止用器具及びランヤード等）とする。



— : 更新対象ブラインド（1台）青森地方気象台

提出書類一覧

- 「提出条件」に該当する書類を提出いただきます。
- 提出方法は、原則オンライン（電子メール等）となります。

書類名	提出条件
1 実施工程表	すべての契約
2 作業日報	すべての契約
3 工事写真	すべての契約
4 完成図	すべての契約（図面に変更がない場合を除く）
5 工事打合せ簿	特記すべき事項がある場合
6 マニフェスト（写）	産業廃棄物がある場合
7 建設発生土の受領書等（写）	建設発生土がある場合
8 発生材報告書	発注者に引き渡す発生材がある場合